

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇選管告示

鳥取県知事の選挙と同時に行なう鳥取市議会議員選挙の期日
鳥取市議会議員選挙における投票及び開票の順序

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法第百二十二条の二の規定により、昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に行なう鳥取市議会議員の一般選挙について、順序を分けて行なわせる投票所における投票の順序及び開票の順序を、次のとおり定める。

昭和三十七年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県知事の選挙の投票及び開票は、鳥取市議会議員の選挙の投票及び開票の前に行なう。

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第三十三条第一項の規定に基づき選挙すべき鳥取市議会議員の一般選挙を同法第二百十九条第二項の規定により、昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙と同時に行なう。選挙すべき議員の数は三十六人である。

昭和三十七年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義